

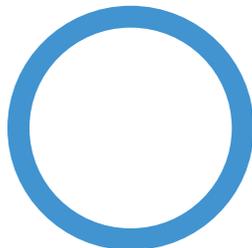
院内レクリエーションへの参加



Aクリニックより院内レクリエーション参加の案内がありました。案内状には、ボウリング大会(2千円)、その後に 懇親会(5千円)と記載があります。参加費は医師・スタッフと同額であり、それぞれ実費相当額のようなようです。この行事に参加してもよいでしょうか



回答



参加できます。当該行事では、ボウリング、懇親会と複数のイベントが企画されていますが、参加費はそれぞれ実費相当額と判断できるため、当該行事への参加は規約で制限されません。

(COP便り：バックナンバー)

<https://www.jga.gr.jp/jgapedia/cop.html>